

令和 4 年度事業計画

世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症は、変異株のデルタ株、オミクロン株の発生により流行を繰り返し、まん延防止等重点措置の適用、ワクチン接種等の新型コロナ対策が講じられる一方、持続化給付金、雇用調整助成金などの事業者向け対策が講じられてきた。今後、アフターコロナを見据え、社会経済活動の維持・回復に向けた着実な対策に期待を寄せるものである。

また、新型コロナ対策として非対面でのテレワークやリモート会議が推進される中、デジタル社会整備法が制定され、不動産業界においても、IT重説、電子契約システムの導入などその対応が求められている。

今後、業界のデジタル対応について、業務研修会等を通じて会員への支援措置を講じていくとともに、協会業務については、会員管理の新システム（※ハトマークバックエンド）への移行、宅建士向けWeb法定講習会の導入などデジタル化を進めることとする。

一方、人口減少が続く中、2021年の人口移動報告では、東京23区の人口移動が転出超過に転じるなど、今後都市部から地方への移住が増加傾向にあるとされており、その受け皿として住環境の整備、空き家等の利活用などの対策が求められる。

このため、行政との連携により、空き家等コーディネート推進事業等を活用した空き家相談、移住・定住相談等に積極的に取り組み、地域の活性化に寄与していくこととする。

また、令和3年5月に策定した機構改革大綱に基づき、本部・支部の会費及び会計の一本化、組織体制の見直しなどを盛り込んだ「支部運営規則」を新たに制定し、機構改革を推進していくこととする。

2019年にスタートした「宅建ビジョンTOYAMA2019」は3年が経過し、その見直しに留意しつつ次に掲げる4つの戦略に基づく各種事業を着実に推進していくものとする。

※「ハトサポバックエンド」とは、従来の保証協会のデータを基に、全宅連のハトサポ、ハトマークサイト、不動産流通機構のレインズシステムを連携した新しい会員管理システム

（1）消費者・生活者と会員を安心と信頼で繋ぐプラットフォーム事業

- ・消費者・生活者向けの情報提供、不動産キャリアパーソン講座
- ・不動産無料相談、弁護士・税理士による相談、相談役員研修
- ・不動産の日 ふれあい講演会、セミナー、宅建協会協賛のテニス大会等の開催

（2）行政・地域生活者を連携と協働で繋ぐプラットフォーム事業

- ・空き家相談、空き家等コーディネート推進事業の推進
- ・移住・定住対策等行政との連携
- ・官民空き家対策連絡協議会等への参加
- ・まちづくり計画等への参画

- (3) ビジネスパートナーと会員を繋ぎ、会員から信頼されるプラットフォーム事業
 - ・法定講習会、業務研修会、パソコン講習会
 - ・コンサルティングマスター自主研修等、賃貸不動産経営管理士講習
 - ・オンラインでの重要事項説明（IT 重説）のビジネスサポート
 - ・全宅連ハトマークサイト等の不動産流通サイトの充実
 - ・免許更新等行政手続きのビジネスサポート
 - ・全宅連クラウド型WEB書式作成システムによる各種書式の提供
- (4) 消費者・生活者、行政、地域、会員を繋ぐ組織力の強化
 - ・全宅連との連携によるハトマークのブランディングの推進
 - ・HPリニューアル等、WEBサイトを活用した入会促進PR
 - ・会員管理システム「ハトサポバックエンド」の運営
 - ・人材育成セミナー等による開業支援の強化
 - ・不動産会館の維持管理
 - ・今後の協会組織の在り方に関する検討

1. 消費者保護事業について（公1）

国民生活の基盤である不動産取引の適正化並びに一般消費者等の利益の擁護・増進を図るために、不動産取引に係る専門性と経験を有する宅地建物取引士の供給（試験による選出）・育成を行い、また、一般消費者等に対して不動産取引に係る適正な知識・情報を提供するために、次の事業を実施する。

- (1) 人材の供給・育成事業
 - 1) 宅地建物取引士資格試験業務
 - 2) 宅地建物取引士資格の登録・法定講習会・宅地建物取引士証の作成及び交付業務
 - 3) 県下統一の研修会業務及び人材育成セミナー業務
 - 4) 法令遵守業務
- (2) 消費者に対する研修・情報提供事業
 - 1) ホームページ及びLINEアプリによる情報提供業務
 - 2) 不動産広告の適正化支援業務
 - 3) 賃貸不動産の管理に係る支援業務
 - 4) 不動産無料相談業務、空き家相談業務、移住相談業務
 - 5) レインズ・ハトマークサイトによる不動産物件の情報提供業務
 - 6) 「安心R住宅」制度の消費者向け相談・情報提供業務及び会員管理業務（研修・情報提供、不利益処分等）

2. 地域活性化事業（公2）

安全で安心して住むことが出来る住環境の形成に寄与し、地域社会の健全な発展を促進するために、次の事業を実施する。

- (1) 地域環境活性化事業
 - 1) 暴力団等追放運動推進業務
 - 2) 災害協定推進業務
 - 3) 防犯活動推進業務
 - 4) 不動産の日推進業務、空き家セミナー
 - 5) 空き家等コーディネート推進業務

- (2) 行政運営に資するための事業
 - 1) 精通者意見価格調査業務

3. 会員業務支援事業

行政や地方議員等との連携及び会員の経営環境の改善を図る方策の研究等、会員の業務支援に関する事業を実施する。

- 1) 空き家・空き店舗等情報発信事業の実施
- 2) 公共事業用地に係る代替地斡旋業務の実施
- 3) 不動産コンサルティング自主研修会、専門教育研修会の実施
- 4) 宅地建物取引士賠償責任補償保険の普及活動の実施
- 5) 県議会議員会及び行政との懇談会の実施
- 6) 不動産鑑定士協会との意見交換会の実施
- 7) 広報誌の発行、ホームページ、メーリングリスト及びLINEアプリによる会員向け情報提供
- 8) IT重説等のビジネスサポート
- 9) 富山県証紙の販売
- 10) 家財保険の取り扱い
- 11) ハトマーク支援機構に係る斡旋・取扱い窓口
- 12) 不動産キャリアパーソン受講促進・推奨の実施

4. 会務の総合管理

- 1) 富山県不動産会館の賃貸
- 2) 各種会議の効率的な運営
- 3) 会員管理システム「ハトサポバックエンド」の運営
- 4) 適切な財政処理
- 5) 協会組織の在り方に関する調査研究

委員会別事業計画

1. 総務・財政委員会

- (1) 庶務人事
- (2) 予算・決算管理及び会計処理
- (3) 入会金・会費の徴収管理及び金銭出納並びに定款諸規定
- (4) 各種表彰に係る候補者推薦
- (5) 富山県不動産会館の管理運営
- (6) 各種会議の効率的な運営
- (7) 会員管理
- (8) 適切な財政処理
- (9) 諸用紙等の販売
- (10) 富山県証紙の販売
- (11) 家財保険の取り扱い
- (12) 法令及び倫理規程違反に係る措置
- (13) 協会組織の在り方に関する調査研究
- (14) 総務・財政に係るその他の事業

2. 消費者保護委員会（公1）

- (1) 宅地建物取引士資格試験業務
- (2) 宅地建物取引士資格の登録・法定講習会・宅地建物取引士証の作成及び交付業務
- (3) 県下統一の研修会業務
- (4) 人材育成セミナー業務
- (5) 法令遵守業務
- (6) ホームページ及びLINEアプリによる情報提供業務
- (7) 不動産広告の適正化支援業務
- (8) 賃貸不動産の管理に係る支援業務
- (9) 不動産無料相談業務、空き家相談業務、移住相談業務
- (10) レインズ・ハトマークサイトによる不動産物件の情報提供業務
- (11) 「安心R住宅」制度の消費者向け相談・情報提供業務
- (12) 消費者保護に係るその他の事業

3. 地域活性化委員会（公2）

- (1) 暴力団等追放運動推進業務
- (2) 災害協定推進業務
- (3) 防犯活動推進業務
- (4) 不動産の日推進業務、空き家セミナー等業務
- (5) 空き家等コーディネート推進業務
- (6) 精通者意見価格調査業務
- (7) 地域活性化に係るその他の事業

4. 会員業務支援委員会

- (1) 空き家・空き店舗情報発信事業の実施
- (2) 公共事業用地に係る代替地斡旋業務の実施
- (3) 不動産コンサルティング自主研修会、専門教育研修会の実施
- (4) 宅地建物取引士賠償責任補償保険の普及活動の実施
- (5) 県議会議員会及び行政との懇談会の実施
- (6) 不動産鑑定士協会との意見交換会の実施
- (7) 広報誌の発行、ホームページ、メーリングリスト及びLINEアプリによる会員向け情報提供
- (8) IT重説等のビジネスサポート
- (9) 富山県証紙の販売
- (10) 家財保険の取り扱い
- (11) ハトマーク推進支援機構に係る斡旋・取扱い業務
- (12) 不動産キャリアパーソン受講促進・推奨と受付業務の実施
- (13) 会員業務支援に係るその他の事業